



(電子メール施行)

医 第 1985 号

平成24年9月13日

各健康福祉事務所長
各政令市保健所長
病院局企画課長 } 様

兵庫県健康福祉部健康局医務課長

医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の
管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法
施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの
の一部改正について (施行通知)

標記のことについて、厚生労働省医政局長より別添のとおり通知がありまし
たので、送付します。

なお、別記関係団体の長には別途通知済みであることを申し添えます。

(別記)

- ・兵庫県医師会
- ・兵庫県歯科医師会
- ・兵庫県病院協会
- ・兵庫県民間病院協会
- ・兵庫県精神科病院協会
- ・兵庫県助産師会